

掘削工事を行われる建設工事関係者の皆様へ

平成 31 年 2 月 19 日作成

- 掘削を伴う工事を行う際、地下水及び雨水等を公共下水道へ排水する場合は、「公共下水道使用開始届」を排水を開始される 1 週間前までに提出してください。届出人欄には、施工業者の法人印（本社又は支社・支店等の代表者印）の押印が必要です。（大阪市下水道条例第 9 条及び同下水道条例施行規則第 8 条より）
- 工事に伴う排水に係る公共下水道使用者は、掘削工事を行う施工業者になりますので、届出人欄の氏名は施行業者の法人名及び代表者名（支社・支店等も可）になります。代表者名については代表取締役・社長・副社長・専務・常務・支店長・支社長・大阪本店長・大阪本社統括・大阪本社代表等の役職者名がわかるよう明記してください。ディープウェル排水や地中障害撤去工事等で掘削前に排水する場合も排水開始 1 週間前までにご提出ください。

「公共下水道使用開始届」には、下記の書類を添付したものを **3 部**ご用意いただき、建設局総務部降理課（下水道使用料担当）まで持参又は郵送してください。（郵送の場合、切手を貼付し、宛先・ご住所を明記した返信用封筒を同封のうえ、お送りください。）※届出書類については 1 部控えとしてお返しいたしますので、郵送の場合には、届出書類の重量に見合った切手を貼付してください。

- 工事現場付近見取図（現場責任者の方に説明する必要がありますので、現場事務所の位置も記載してください。）
- 排水計画書 [ヌッチタンク（沈砂設備）の設置箇所や公共下水道（枙）までの排水経路を記入したもの。]
- ヌッチタンク（沈砂設備）図面 [本市設置基準のもの（別紙 2 m³ ヌッチタンク）か、それに準じたもの。]
- その他本市が必要と認めるもの

注：大阪市下水道条例 10 条の 2、3 に定める水質基準に適合しない場合は、除害施設等を設置し、基準以下にして排水しなければなりません。

- 地下水等工事に伴う排水がある場合、汚水排出量の認定を行い、下水道使用料の徴収対象となります。**本認定は、上水を使用する場合の汚水排出量の認定とは異なる排水として認定を行い、下水道使用料を請求いたします。（別紙、下水道使用料計算式をご覧ください。）
また、汚水排出量の認定には、ヌッチタンク（沈砂設備）の三角堰水高（別紙、三角堰流量の認定方法）での水量が **1 日 24 時間排水されているとみなして認定します。**ただし、工事状況等これにより難しい場合は、届出の際にその旨を説明いただき、別掲の排水設備例等ご参考に時間計又は電磁流量計等を設置してください。
 - 「公共下水道使用開始届」を提出後、次の場合は経理課（裏面連絡先）までご連絡ください。
 - 排水を開始したとき ⇒ 排水開始日と三角堰の水高、時間計又は電磁流量計等の初期値。
 - 排水状況に変化があったとき ⇒ 排水状況変化日と三角堰の水高。
 - 排水を中止したとき ⇒ 中止した日と時間計又は電磁流量計等の最終値。
- ※ また、時間計・電磁流量計等を設置している場合は、毎月末に検針し、翌月 15 日までに検針報告書を担当者（代表者ではなく実際に検針される方）の押印（認印で結構です）のうえ、裏面連絡先までご送付ください。

（裏面に続く）

なお、汚水排出量の認定に際しましては、本市職員が現場にうかがいますので、いつでも水量測定や、排水状況の確認ができますよう現場の整理・管理等をよろしくお願いいたします。

4. 排水を中止された場合は、中止後すみやかに中止届のご提出を、届出期間を超えて排水する場合は、下記連絡先でご連絡をお願いいたします（中止届については「公共下水道使用開始届」と同様式で添付書類は不要です）。
- また、中止届についても、郵送でご提出できますが、その場合、お控えとして1部を返送いたしますので、切手を貼付のうえ、宛先・ご住所をご明記した返信用封筒を同封のうえ、下記送付先までお送りください（切手については、届出書類の重量に見合った切手を貼付してください）。

※ 汚水排出量を適正に認定するため、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

送付・連絡先 〒559-0034	大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC（アジア太平洋トレードセンター）ビル ITM棟6階 大阪市建設局総務部経理課（下水道使用料担当） TEL（06-6615-7546） FAX（06-6615-7575）
------------------	--

（注意事項）

1. 公共下水道使用開始届（中止届）の届出人欄については、施工業者の**法人印（本社又は支社・支店等の代表者印等）の押印**が必要です。
2. **届出人欄の氏名は施行業者の法人名及び代表者名（支社・支店等も可）**でお願いします。また、代表者名については代表取締役・社長・副社長・専務・常務・支店長・支社長・大阪本店長・大阪本社統括・大阪本社代表等の役職者名がわかるよう明記してください。
3. 公共下水道使用開始届を提出後、**排水を開始したとき・排水状況に変化があったとき・排水を中止したときは上記連絡先までご連絡をお願いいたします。**
4. **工事に伴う地下水等については、必ずノッチタンクで沈砂してから公共下水道へ排水してください。**また、水質基準に満たない汚水については、中和をしてから公共下水道へ排水するようお願いいたします。